

議第 6 5 号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の一部改正（令和 7 年法律第 7 号による改正）により、市税の各税目における措置の創設，見直し等が行われたこと等に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者と生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族等（当該納税義務者の配偶者，青色事業専従者等を除くものとし，前年の合計所得金額が 1 2 3 万円以下である者に限ります。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下「特定親族」といいます。）を有する当該納税義務者について，その前年の総所得金額等から次の表のとおり各特定親族の前年の合計所得金額の区分に応じて控除額を控除する「特定親族特別控除」が創設されたことに伴い，関係規定の整備をします。

特定親族の前年の合計所得金額	控除額
5 8 万円超 9 5 万円以下	4 5 万円
9 5 万円超 1 0 0 万円以下	4 1 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	3 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	2 1 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下	3 万円

(2) 市たばこ税

加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは，紙巻たばこに比して税負担水準が低く，課税の公平性を欠いている状況にあることから，税負担差を解消するため，市たばこ税においても，当分の間，課税方式を段階的に見直すこととされたことに伴い，関係規定の整備をします。

課税方式の見直しについては，「重量」と「価格」によって加熱式たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方式（以下「現行方式」といいます。※ 1）から，次のとおり，「重量」のみで換算する方式（以下「新方式」といいます。）に見直すこととされました。

なお，当該改正については，激変緩和の観点から，段階的な移行措置を講じることとされました（※ 2）。

ア 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって、紙巻たばこの 1 本に換算します。ただし、1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの 1 本をもって、紙巻たばこの 1 本に換算します。

イ ア以外の加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって、紙巻たばこの 1 本に換算します。ただし、品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって、紙巻たばこの 20 本に換算します。

※ 1 現行方式

$$\begin{aligned} & \frac{\text{加熱式たばこ 1 個当たりの} \\ & \text{葉たばこ・溶液の重量(単位: グラム)}}{0.4} \times 0.5 \\ & + \\ & \frac{\text{加熱式たばこ 1 個当たりの小売定価}}{\text{紙巻たばこ 1 本当たりの平均価格 (現状約 25.4 円)}} \times 0.5 \\ & = \text{加熱式たばこ 1 個の紙巻たばこの本数への換算値} \end{aligned}$$

※ 2 激変緩和措置

令和 8 年 4 月 1 日から 同年 9 月 30 日まで	現行方式による換算本数 × 0.5 + 新方式による換算本数 × 0.5
令和 8 年 10 月 1 日から 当分の間	新方式による換算本数

(3) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の新設

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に基づき、令和 7 年 3 月 31 日に「呉市マンション管理適正化推進計画」が策定されたことに伴い、「わがまち特例」として、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を新設します。

当該措置の新設に当たっては、次の表のとおり参酌基準と同一の特例率を適用することとし、関係規定の整備をします。

対象施設等	法が規定する 特例割合の基準	特例 率	適用期限	法附則の条項
大規模の修繕等が行 われたマンション	3 分の 1 を参酌して、 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下	3 分 の 1	令和 9 年 3 月 31 日まで	法附則第 15 条 の 9 の 3 第 1 項

3 施行期日

(1) 公布の日

固定資産税（地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の新設）

(2) 令和 8 年 1 月 1 日

個人の市民税（特定親族特別控除の創設）

(3) **令和 8 年 4 月 1 日**

市たばこ税（加熱式たばこの課税方式の見直し）